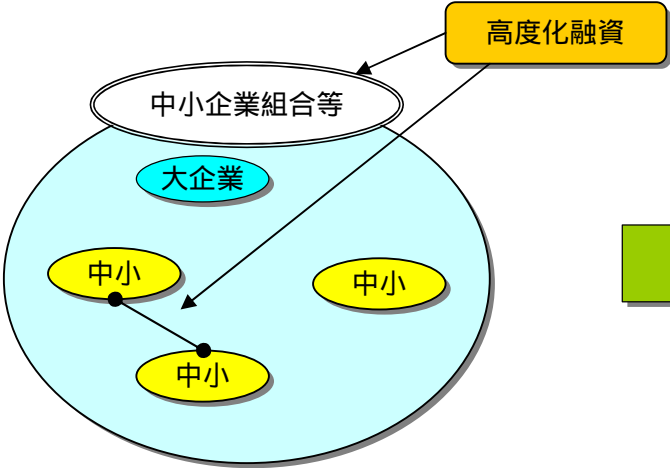
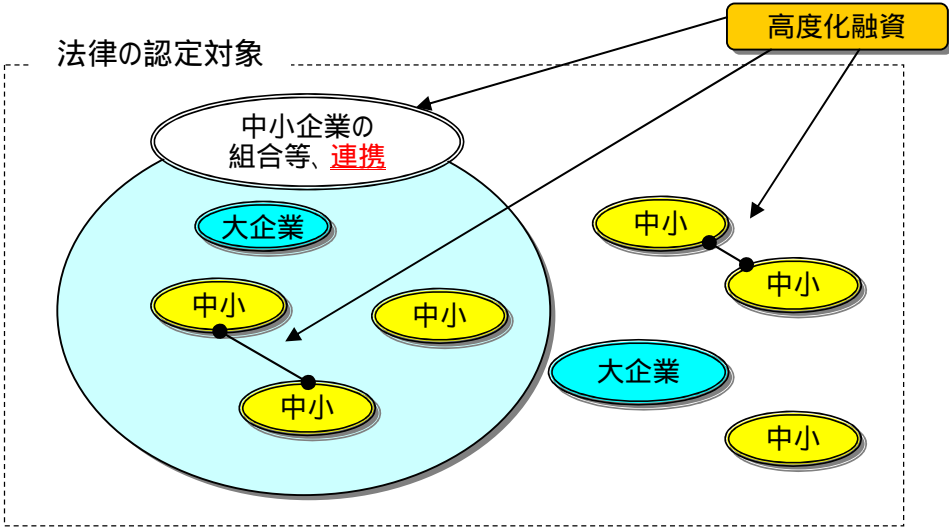


流通業務総合効率化法制定に伴う高度化融資制度の改正

【旧法】中小企業流通業務効率化促進法
法認定対象 = 中小企業組合等



【新法】流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
法認定対象 = 事業者一般 (大企業、個別企業含む)



組合が行う共同事業に要する施設整備等に対する貸付け

- 卸売・倉庫・トラック団地を造成する
 - 共同物流センターを建設する
- (無利子)

拡充

- (ア) 組合が行う共同事業に要する施設整備等に対する貸付け

- 卸売・倉庫・トラック団地を造成する
 - 共同物流センターを建設する
- (無利子)

- (イ) 連携(任意グループ)が行う共同事業に要する施設整備等に対する貸付け

- 共同物流センターを建設する
- (無利子)

組合員が企業を統合して行う施設整備に対する貸付け
組合が作成した認定計画に従って行うことが前提。

- 共同出資会社を設立して物流センターを建設する
 - 企業が合併して物流センターを建設する
- (有利子)

拡充

- (ア) 組合員が企業を統合して行う施設整備に対する貸付け
組合が作成した認定計画に従って行うことが前提。

- 共同出資会社を設立して物流センターを建設する
 - 企業が合併して物流センターを建設する
- (無利子)

- (イ) 2者以上の中小企業が企業を統合して行う施設整備に対する貸付け
認定計画に従って行うことが前提。

- 共同出資会社を設立して物流センターを建設する
 - 企業が合併して物流センターを建設する
- (無利子)